



# 佐賀県公報

平成19年  
9月5日  
(水曜日)  
第12952号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

- 特定計量器の定期検査 (四七〇・くらしの安全安心課) 一
- 都市計画事業の認可 (四七一・まちづくり推進課) 一

### 公告

- 平成二十年佐賀県立総合看護学院入学者選抜試験の実施 (総合看護学院) 一
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写真の縦覧 (まちづくり推進課) 三

## ○告示

### ●佐賀県告示第四百七十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で行うこととし、次のとおり実施する。

平成十九年九月五日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
吉野ヶ里町	非自動はかり、分銅及びおもり	平成十九年十月十九日(金)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	吉野ヶ里町役場東脊振庁舎
"	"	"	一三・三〇から一五・三〇まで	J Aさが三田川支所
"	"	平成十九年十月二十二日(月)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	J Aさが背振野菜集荷所
"	"	"	一三・三〇から一五・三〇まで	J Aさが仁比山支所

神崎市

"

平成十九年十月二十三日(火)	一〇・〇〇から一五・〇〇まで	神崎市役所
平成十九年十月二十四日(水)	一〇・〇〇から一五・〇〇まで	神崎市千代田総合支所

### ●佐賀県告示第四百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年九月五日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 施行者の名称

佐賀市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・四四号 大財木原線

#### 三 事業施行期間

平成十九年九月五日から

平成二十五年三月三十一日まで

#### 四 事業地

収用の部分 佐賀市田代二丁目及び二丁目

使用の部分 なし

## ○公告

平成20年度佐賀県立総合看護学院入学者の選抜試験を次のとおり実施します。

平成19年9月5日

佐賀県知事 古川 康

### 1 試験期日及び試験科目

学科名	試験期日	試験科目
保健学科	平成20年1月9日(水)	英語、数学Ⅰ、看護学一般、小論文
	平成20年1月10日(木)	面接(ゼルーフ討議)
助産学科	平成20年1月9日(水)	英語、看護学一般、小論文
	平成20年1月10日(木)	面接(ゼルーフ討議)
看護学科	平成20年1月10日(木)	英語Ⅰ・Ⅱ、数学Ⅰ、国語総合、生物Ⅰと化学Ⅰのうち1科目選択
	平成20年1月11日(金)	面接(ゼルーフ面接)

## 2 試験会場

佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号)

## 3 募集人員、修業年限及び受験資格

学科名	募集人員	修業年限	受験資格
保健学科	20名	1年	1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条各号のいずれかに該当する者
			2 平成20年3月31日までに看護師学校養成所等を卒業し、又は修業する見込みのある者
助産学科	10名	1年	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に該当する者 2 平成20年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みのある者
看護学科	40名	3年	

(注) 募集人員は、各学科とも推薦入学者を含む。

## 4 願書受付期間

平成19年11月30日(金曜日)から平成19年12月14日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送の場合は、平成19年12月14日の消印のあるものまで受け付けます。

## 5 提出書類

学科名	提出書類
各学科共通	1 入学試験受験願書 2 写真1枚(出願前3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽のもの で、大きさ縦4センチメートル・横3センチメートルのものを受験 願書にはり付けること。)
保健学科 助産学科	3 看護師学校又は看護師養成所の卒業証明書又は卒業若しくは修業見込証明書
看護学科	3 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
	4 最終学校調査書(文部科学省所定用紙)

## 6 入学試験手数料

入学試験受験願書提出の際に5,000円を佐賀県収入証紙又は株式会社ゆうちょ銀行定額小為替(無記名)若しくは現金で納入してください。

## 7 入学試験受験願書等の申込み、提出及び問い合わせ先

佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号) 電話 0952-25-9220)

なお、入学試験受験願書の郵送を希望する者は、「願書請求」と朱書きした封筒に、240円切手をはったあて先、郵便番号及び受験学科を明記の返信用封筒(角2号、縦3センチメートル横24センチメートル)を同封し、佐賀県立総合看護学院に請求してください。

## 8 合格者発表

平成20年2月4日(月) 午前9時

佐賀県立総合看護学院玄関及び佐賀県のホームページに掲示するほか、合格者については文書で通知します。

## 9 試験結果の開示

この試験結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方ではできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参のうえ、

午前8時30分(合格発表当日は9時)から午後5時までの間に総合看護学院事務局へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
試験の科目別得点、総合得点及び順位	合格発表の日から1か月間	佐賀県立総合看護学院事務局 佐賀市兵庫南三丁目7番17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画区域における区域区分及び鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成19年9月5日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分
- (2) 鳥栖基山都市計画道路3・4・105号鳥栖駅平田線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分  
市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。

新鳥栖駅西地区(約6.8ヘクタール)

鳥栖市原古賀町字一本松、字二本松及び字高棚地内

- (2) 鳥栖基山都市計画道路3・4・105号鳥栖駅平田線  
追加する部分 鳥栖市原古賀町字二本松

3 縦覧場所

- (1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
- (2) 鳥栖土木事務所
- (3) 鳥栖市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成19年9月5日から平成19年9月19日まで

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年九月五日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日  
株古川総合印刷